

特記仕様書

I 工事概要

建築概要	
地名地番	神奈川県海老名市上今泉2028番地
住居表示	-
用途	小学校 (08080)
構造・規模	提案及び設計業務による
工事種別	増築 (建物)
都市計画区域	都市計画区域内
防火地域	指定なし (法第22条区域)
用途地域	指定なし (市街化調整区域)
埋蔵文化財	-
上水道・下水道	上水道供給地域 公共下水道整備地域
地区計画・建築協定	-
敷地面積	21,836.09㎡
建ぺい率	指定建ぺい率:50%、建ぺい率:18.28%
容積率	指定容積率:100%、容積率:45.45%
最高の高さ	既存:21.70m
最高の軒高	既存:15.95m
建築面積	合計3,989.02㎡
延べ面積	合計9,920.8㎡

工事種別	番号	棟名称	建築年	用途	構造	地上階	地下階	最高高さ (m)	最高軒高さ (m)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
既	①	鉄骨鉄筋・R棟	昭和55年	小学校 (教育)	RC	4	0	15.85	15.25	1,871.05	5,084.60
既		鉄骨C棟	平成9年	小学校 (教育)	RC	4	0	21.70	15.95	299.63	1,104.30
既		鉄骨増築棟	令和4年	小学校 (教育)	S	4	0	15.40	14.90	897.28	2,780.28
既	②	プロパン庫	昭和55年	小学校 (付属建物)	RC	1	0	2.10	-	11.04	11.04
既	③	屋内運動場	昭和55年	小学校 (屋内運動場)	S	1	0	10.30	8.15	885.02	785.00
増	④	倉庫	申請建物	小学校 (倉庫)	S	1	0	4.31	4.01	135.00	135.00
計										3,989.02	9,920.8

II 建築工事仕様

- 共通仕様
 - 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。ただし、標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」(以下「改修標準仕様書」という。)及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。
 - なお、その他施工条件は、別途本工事内容説明事項書による。
- 特記仕様
 - 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
 - 特記事項は、◎印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。◎印と※印のついた場合は、共に適用する。
 - 特記事項に記載の()、< >及び[]内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」、「改修標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																												
1	① 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ◎ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ◎ 施工体系図を現場に掲示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲 ※ 図示 																												
	② 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事写真の撮り方(国土交通省大臣官房営繕部監修 最新版) ◎ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房営繕部監修 最新版) ◎ 海老名市公共工事共通事項書 																												
	③ 工事実績情報(CORINS)の登録	<ul style="list-style-type: none"> ※ 適用する(請負金額が500万円以上の場合) (1.1.4) 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 																												
	④ 発生材の処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用しない 発生材の処理 (1.3.8) <ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡しを要するもの() ・ 特別管理産業廃棄物() <ul style="list-style-type: none"> 受入れ施設名・所在地(km) ・ 再生資源化を図るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>受入れ施設名</th> <th>所在地 (Km)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ セメント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建設汚泥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場において再利用を図るもの() ・ その他の廃棄物(安定型)() <ul style="list-style-type: none"> 受入れ施設名・所在地(km) ・ その他の廃棄物(管理型)() <ul style="list-style-type: none"> 受入れ施設名・所在地(km) <p>上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。</p>	種類	受入れ施設名	所在地 (Km)	備考	・ セメント				・ コンクリート塊				・ アスファルト				・ コンクリート塊				・ 建設発生木材				・ 建設汚泥			
	種類	受入れ施設名	所在地 (Km)	備考																										
	・ セメント																													
	・ コンクリート塊																													
・ アスファルト																														
・ コンクリート塊																														
・ 建設発生木材																														
・ 建設汚泥																														
⑤ 電気保安技術者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 適用する ・ 適用しない (1.3.3) 																													
⑥ 事故報告	<ul style="list-style-type: none"> 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、任意様式にもとづき「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。 (1.3.10) 																													
⑦ 建築材料等	<ul style="list-style-type: none"> 材料の品質等 (1.4.2) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 																													
	環境への配慮 (1.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 																												
	ホルムアルデヒド仕様	<ul style="list-style-type: none"> 使用する材料のホルムアルデヒド放散量は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合の該当する建築材料 <ol style="list-style-type: none"> 1) JIS及びJASのF☆☆☆☆品 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3) 次の表示のあるJAS適合品 <ol style="list-style-type: none"> a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 																												

- 室内の空気中の化学物質濃度の測定
 - ◎ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 (1.5.9)
 - 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド (濃度指針値 100µg/m³・0.08ppm)
 - ※スチレン (濃度指針値 220µg/m³・0.05ppm)
 - ※トルエン (濃度指針値 260µg/m³・0.07ppm)
 - ※エチルベンゼン (濃度指針値 3,800µg/m³・0.88ppm)
 - ※キシレン (濃度指針値 870µg/m³・0.20ppm)
 - ※パラジクロロベンゼン (濃度指針値 240µg/m³・0.04ppm)

測定する室等: ()

採取方法: 吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。

測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を2部提出する。
a 測定結果
b 試料採取時の状況(気温・湿度(室内・室外)、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数)
c 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器

測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡しは受けない。

 - ・ 総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定場所等については、別図に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。
 - ◎ 室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への掲示については、施設管理者に依頼する。
- 特別な材料の工法
- 建築基準法による風圧力等の指定

適用工事	建築基準法の指定
・ 金属板葺	・ 折板葺
・ 粘土瓦葺	・ アルミニウム笠木
・ ガラスブロック	・ ALC外壁パネル
・ 押出成形セメント板外壁パネル	

※ 提案及び設計業務による
- 設計G.L.
- 技能士
 - ・ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。
 - ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一級技能士を配置する。
 - ・ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

工事種目	技能検定職種(技能検定作業)
以下の該当工事	・ 該当する作業がある以下の職種(作業)の全て
鉄筋工事	・ 鉄筋施工
コンクリート工事	・ 型枠施工(型枠工事作業)
鉄骨工事	・ とび
コンクリートブロック・ALCパネル	・ ブロック建築
・ 押出成形セメント板工事	・ ALCパネル施工
防水工事	・ アスファルト防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ シート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業
石工事	・ 石材施工(石張り作業)
タイル工事	・ タイル張り
木工事	・ 建築大工
屋根及びとい工事	・ 建築板金(内外装板金作業)
金属工事	・ 内装仕上げ工(鋼製下地工事作業)
左官工事	・ 左官
建具工事	・ サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ 自動ドア施工
カーテンウォール工事	・ カーテンウォール施工 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工
塗装工事	・ 塗装(建築塗装作業)
内装工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装(壁装作業) ・ 畳工
補装工事	・ 造園(造園工事作業)
- 完成時提出書類
 - ※ 見開きA3(製本A4判) 竣工図、施工図 3部
 - ※ 完成図面電子データ(JWW形式及びPDF形式) 1式
 - ※ 本工事内容説明事項書に基づく市指定の工事書類 1式
 - ※ 建築物等の維持・保全に関する資料 1式
 - ※ その他監督職員が指示したものの 1式
- 工事写真
 - ※ 作成する ・ 作成しない
 - 工事写真は、「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により撮影する。
- 設備工事との取合い
 - 施工範囲 各工事の区分表による。
 - 施工図 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
- 火災保険等
 - 工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
 - 保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険
 - 保険期間 ※ 工事着手から工事目的物引き渡し日まで

- 仮囲い
 - ※ 設ける ・ 設けない
 - 仮囲いの位置及び延長は提案及び設計業務による
- 危害防止
 - ※ シート張り ・ 金網養生
- 交通誘導員
 - ※ 配置する ・ 配置しない
- 監督職員事務所
 - ※ 設けない(請負者事務所に打合せ会議室を確保する)
 - ・ 設ける(規模 m程度 請負者事務所と同様 ・ 可 ・ 否)
 - 備品()
- 工事表示板
 - ※ 設置する ・ 設置しない
 - 海老名市公共工事共通事項書による
- 工事用水
 - 構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ※ 利用できない
- 工事用電力
 - 構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ※ 利用できない
- 工事用通路
 - ※ 指定しない ・ 指定する(図示)
- 足場等
 - (2.2.4)
 - 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省)によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。



